



# 金 沢 市 公 報

号外第9号の6

平成31年(2019年)3月29日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●訓令甲		○金沢市民生委員推薦会規程の一部改正について (福祉総務課) 4
○金沢市副市長事務分担規程の一部改正について (人事課) 1		○金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱の一部改正について (障害福祉課) 4
○金沢市文書取扱規程の一部改正について (文書法制課) 1		○金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱の一部改正について (住宅政策課) 5
○職員の勤務時間に関する規程の一部改正について (人事課) 2		○金沢市まちなかマンション購入奨励金交付要綱の一部改正について ( " ) 9
●告 示		○金沢市郊外部移住者住宅取得奨励金交付要綱の一部改正について ( " ) 10
○金沢市宿泊税特別徴収事務交付金交付要綱制定について (税 務 課) 2		○金沢市郊外部移住者マンション購入奨励金交付要綱の一部改正について ( " ) 13
○金沢市木造建築物密集地域における消火器購入費補助金交付要綱制定について (予 防 課) 3		○金沢市共同住宅等の建築に関する指導要綱の一部改正について (建築指導課) 14
○金沢市財団等連絡会議設置要綱の一部改正について (行政経営課) 4		○金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱の一部改正について ( " ) 14
○金沢市産業振興資金融資要綱の一部改正について (産業政策課) 4		

## 訓 令 甲

### ●金沢市訓令甲第1号

庁 中 一 般

金沢市副市長事務分担規程(平成8年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

第2条第2号中「丸口副市長」を「相川副市長」に改め、同条第3号中「細田副市長」を「村山副市長」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

### ●金沢市訓令甲第2号

庁 中 一 般

金沢市文書取扱規程(平成3年訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第6条関係)



●金沢市訓令甲第3号

庁 中 一 般

職員の勤務時間に関する規程(昭和34年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

別表保育所に勤務する職員の項中「及び時限は」を「及び時限は、」に、「こども政策推進課長」を「保育幼稚園課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第78号

金沢市宿泊税特別徴収事務交付金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市宿泊税特別徴収事務交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿泊税の特別徴収の方法による事務の負担に鑑み、特別徴収制度の円滑な運営を図るため、登録特別徴収義務者に対し宿泊税特別徴収事務交付金(以下「交付金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、金沢市宿泊税条例(平成30年条例第49号。以下「条例」という。)で使用する用語の意義の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 納入期限 条例第7条第1項に規定する申告納入の期限(同条第2項の規定による承認を受けた場合にあっては、同項の期限)をいう。
- (2) 申告納入 条例第7条第1項に規定する納入申告書の提出及びその申告した納入金の納入をいう。
- (3) 申告納入月 条例第7条第1項の規定による納入申告書を提出すべき月であって、同条第2項及び金沢市の休日定める条例(平成2年条例第1号)第2条の規定の適用がないものとした月をいう。

(交付金の交付)

第3条 交付金は、納入期限までに申告納入をした登録特別徴収義務者に対して交付する。

2 登録特別徴収義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、納入期限までに申告納入をしたものとみなす。

- (1) 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条の2第5項の規定による宿泊税の徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長(以下「徴収猶予等」という。)を受けた場合で、徴収猶予等の期間の末日までに申告納入をしたとき。
- (2) 金沢市税賦課徴収条例(昭和25年条例第33号)第11条の2第1項又は第3項の規定により宿泊税の申告等に関する期限が延長された場合で、その延長された期限までに申告納入をしたとき。

(交付金の算定対象期間等)

第4条 交付金の算定対象期間は6か月とし、申告納入月が4月から9月までの期間を前期、10月から翌年3月までの期間を後期とする。

2 交付金は、前期に係るものにあつては毎年12月末日までに、後期に係るものにあつては毎年6月末日までに交付するものとする。ただし、前条第2項各号のいずれかに該当するときその他市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、一の算定対象期間につき、納入期限までに納入された納入金の額の合計額に1,000分の25を乗じて得た額（この額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一の算定対象期間につき500,000円（当該期間における申告納入月の数が6に満たないときは、当該申告納入月の数に80,000円を乗じて得た額）を超えることができないものとする。

2 前項の額は、宿泊施設ごとに算定する。

(過誤納金等の取扱い)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、これらに係る差額を加算し、又は控除した額により前条第1項の算定を行うことができる。ただし、当該差額を加算は、当該差額に係る宿泊税が納入期限までに納入されたときに限るものとする。

- (1) 法第17条の規定により過誤納金を還付したとき。
- (2) 法第17条の2第1項の規定により過誤納金を充当したとき。
- (3) 法第733条の14第2項の規定により修正申告書が提出されたとき。
- (4) 法第733条の16の規定により税額が更正されたとき。

2 市長は、宿泊税について法第733条の18第1項の規定による過少申告加算金又は法第733条の19第1項の規定による重加算金を徴収すべき事由があると認めるときは、交付金の全部又は一部を交付しないことができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年5月から平成36年3月までの申告納入月に係る交付金については、第5条第1項中「1,000分の25を乗じて得た額」とあるのは、「1,000分の30を乗じて得た額に、納入期限までに申告納入のあった申告納入月1月につき1,000円を加算した額」とする。

#### ●金沢市告示第79号

金沢市木造建築物密集地域における消火器購入費補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市木造建築物密集地域における消火器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木造建築物が密集する地域における火災の拡大を防止するため、屋外に設置する消火器の購入費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において「補助対象消火器」とは、消防法（昭和23年法律第186号）第21条の2第1項に規定する検定を受けたABC粉末消火器10型及び当該消火器を屋外に設置するための収納箱をいう。

(補助金の交付)

第3条 補助金は、次に掲げる地域に存する町会であつて、補助対象消火器を購入するものに対して、毎年度予算の範囲内で交付する。

- (1) 金沢市地域防災計画により、特別消防対策区域と定められた地域
  - (2) その他市長が特に認める地域
- 2 補助対象消火器は、町会に加入している世帯おおむね10世帯につき1基の割合で配置するものとする。
- 3 補助金の交付を受けようとする町会は、消火器を用いた消火訓練を行うものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象消火器の購入費の3分の2に相当する額以内の額（この額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とし、その額は、補助対象消火器1基当たり20,000円を超えないもの

とする。

(維持管理)

第5条 この要綱に基づいて購入した補助対象消火器は、当該補助対象消火器を購入した町会が維持管理しなければならない。

(適用除外)

第6条 本市からこの要綱に規定する補助金の交付を受けた町会は、第3条の規定にかかわらず、当該補助金の交付を受けた日(以下「交付日」という。)の属する年度から、交付日から9年を経過した日の属する年度まで、この要綱による補助金の交付を受けることができないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、町会が補助対象消火器の購入に関し、この要綱に規定する補助金以外の補助金の交付を受けるときは、この要綱の規定による補助金を交付しない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

#### ●金沢市告示第80号

金沢市財団等連絡会議設置要綱(平成22年告示第226号)の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

別表第1中「公益財団法人金沢市福祉サービス公社 公益財団法人金沢総合健康センター」を「公益財団法人金沢健康福祉財団」に改める。

別表第2中「福祉総務課長 長寿福祉課長」を「地域長寿課長」に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

#### ●金沢市告示第81号

金沢市産業振興資金融資要綱(平成13年告示第60号)の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

附則第3項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

#### ●金沢市告示第82号

金沢市民生委員推薦会規程(昭和28年告示第70号)の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

第2条中「福祉総務課」を「地域長寿課」に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

#### ●金沢市告示第83号

金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱(昭和54年告示第34号)の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

第3条第2項第2号中「(同法第314条の7第1項並びに同法附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定により控除されるべき金額があるときは当該金額を加算し、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特

定扶養親族」という。)があるときは同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。)に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。)を削り、同条第3項中「前項第2号」を「第2項第2号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項第2号の所得割の額については、地方税法第314条の7第1項並びに同法附則第5条の4の2第6項の規定により控除されるべき金額があるときは当該金額を加算し、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。)に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除して算定するものとする。

第3条に次の1項を加える。

5 第2項第2号の所得割の額については、申請する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額(当該者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除して算定するものとする。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

#### ●金沢市告示第84号

金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱(平成16年告示第59号)の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

題名を次のように改める。

わがまち金沢住宅取得奨励金交付要綱

第1条中「第9条」を「第11条」に、「まちなか」を「居住誘導区域」に改める。

第2条中「、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号」を「使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例によるほか、次」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 個人住宅 一戸建ての住宅の用に供する家屋で次に掲げる要件を備えるものをいう。

ア まちなかにあっては延べ面積が75平方メートル以上280平方メートル以下、まちなか以外の居住誘導区域にあっては専ら自己の居住の用に供されている部分の床面積が100平方メートル以上280平方メートル以下であること。

イ 延べ面積の2分の1以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供されていること。

ウ 次に掲げる当該家屋の存する区域の区分に応じ、それぞれ次に定める屋根であること。この場合において、屋根の一部を瓦又は黒釉日本瓦に代えて、太陽光を電気に変換するための設備で葺くことができるものとする。

(ア) 黒釉瓦区域 軒の出のある黒釉日本瓦葺きの勾配屋根

(イ) まちなか(黒釉瓦区域を除く。) 軒の出のある瓦葺きの勾配屋根

(ウ) その他の区域 瓦葺きの屋根

エ 外壁及び開口部には、可能な限り伝統的な意匠及び素材が用いられていること。

オ 塗壁及び建具により他の室から仕切られた和室(4畳半以上の畳敷きとしたものに限る。)を有していること。

カ 次に掲げる当該家屋の存する区域の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を備えていること。

- (ア) 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例(平成21年条例第4号。以下「景観条例」という。)第10条第1項第1号に規定する伝統環境保存区域(以下「伝統環境保存区域」という。)及び同項第3号に規定する伝統環境調和区域(以下「伝統環境調和区域」という。)のうち、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第142条に規定する伝統的建造物群保存地区(以下「伝統的建造物群保存地区」という。)以外の区域 景観形成基準(景観条例第10条第2項の規定により定められた同項に規定する景観形成基準をいう。以下同じ。)に適合していること。
- (イ) 伝統的建造物群保存地区 金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例(昭和52年条例第2号)第5条の許可の基準に適合していること。
- (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる区域以外の区域 周辺の伝統環境保存区域又は伝統環境調和区域の景観形成基準に準じた景観への配慮がなされていること。
- キ 地区整備計画等(建築物に関する基準が定められているものに限る。以下同じ。)の内容に適合したものであること。
- ク まちなか以外の居住誘導区域(地区整備計画等が定められた区域に限る。)において、地区整備計画等で敷地面積の最低限度を定めていない場合にあつては、敷地面積が150平方メートル以上であること。
- ケ 次に掲げるいずれかの要件を備えていること。
- (ア) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する住宅性能評価を受け、同項の規定により、同法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書が交付されるものであること(まちなかにあつては、同法第3条の2第1項に規定する評価方法基準のうち市長が指定する基準に適合しているものに限る。)
- (イ) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項の認定を受け、同法第7条の規定による通知を受けるものであり、かつ、まちなかにあつては、階段、便所、浴室及び玄関に手すりを設置するものであること。
- コ 敷地内の緑被率(金沢市斜面緑地保全基準(平成12年告示第73号)に規定する緑被率をいう。)が30パーセント以上であること。
- (2) 地区整備計画等 都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画、建築基準法(昭和25年法律第201号)第73条第1項の規定により認可を受けた建築協定に係る建築物に関する基準、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例(平成12年条例第11号)第11条第1項に規定するまちづくり協定の締結に係るまちづくり計画及び金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例(平成15年条例第8号)第20条第1項に規定する防災まちづくり協定の締結に係る地区施設整備計画をいう。
- (3) 借入金等 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する借入金又は債務(土地又は土地を使用するための権利の取得(以下「土地等の取得」という。)に要する資金に充てるための借入金及び当該土地等の取得の対価に係る債務を除く。)をいう。
- (4) 黒釉瓦区域 金沢の歴史的文化資産である寺社等の風景の保全に関する条例(平成14年条例第10号)第5条第1項に規定する寺社風景保全区域、犀川及び浅野川における美しい川筋景観の保全に関する条例(平成29年条例第2号)第7条第1項に規定する川筋景観保全区域及び金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例(平成31年条例第4号)第8条第1項に規定する眺望景観形成区域(同条例第7条第1項第2号に該当するものとして定められた眺望点のために指定された近景形成区域に限る。)をいう。
- (5) 奨励金交付対象区域 居住誘導区域のうち、景観条例第10条第1項の規定により定められた同項第2号に規定する近代的都市景観創出区域を除いた区域をいう。
- (6) 若年者 第5条第1項の規定による申請(次条第1号イに該当する者にあつては、第9条第1項の規定による申請)を行う年度の4月1日における満年齢が45歳未満の者をいう。
- (7) 同居 新築し、又は購入した個人住宅を、当該個人住宅の所有者の世帯と、当該所有者の直系の親族の世帯とが生活の本拠とすることをいう。
- (8) 近居 新築し、又は購入した個人住宅を、当該個人住宅の所有者の世帯が生活の本拠とし、かつ、当該所有者の直系の親族の世帯が、当該個人住宅から300メートル以内の場所に生活の本拠を有していること(同居を除く。)をいう。
- 第3条中「いずれか」を「全て」に改め、各号を次のように改める。
- (1) 次のいずれかに該当する者であること。

- ア 自己の居住の用に供するため、奨励金交付対象区域内に個人住宅を新築した者で、当該個人住宅の新築に係る借入金等を有しているもの
- イ 自己の居住の用に供するため、奨励金交付対象区域内の建築後使用されたことのない個人住宅を第8条第1項に規定する建売業者（当該個人住宅について、同条第2項において準用する第5条第1項の規定による認定を受けた者に限る。）から購入した者で、当該個人住宅の購入に係る借入金等を有しているもの
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
- ア 直近の住所（新築する場合にあっては第5条第1項、購入する場合にあっては第9条第1項の規定による申請の日における住所（当該住所が3か月以上居住した住所でないときは、当該日以前に3か月以上居住した住所のうち、当該日に最も近い日に居住していた住所）をいう。以下同じ。）が居住誘導区域外（本市の区域内に限る。）にある者
- イ 直近の住所がまちなか以外の居住誘導区域にある者で、まちなかにおいて個人住宅を新築し、又は購入するもの
- ウ 直近の住所がまちなかにある者で、まちなかにおいて同居又は近居のために個人住宅を新築し、又は購入するもの
- エ 直近に住所がまちなか以外の居住誘導区域にある者で、まちなか以外の居住誘導区域において同居又は近居のために個人住宅を新築し、又は購入するもの
- オ 直近の住所が居住誘導区域にある者で、同一の住所で個人住宅を新築するもの
- (3) 新築し、又は購入する個人住宅の存する地域の町会に加入する者
- 第4条第1号中「いずれか」を「全て」に、「一般個人住宅を」を「まちなかにおいて個人住宅を」に、「一般個人住宅の」を「個人住宅の」に、「この額が」を「この額が、」に、「10パーセント」を「7.5パーセント」に、「2,000,000円」を「1,500,000円」に改め、同条第2号中「いずれか」を「全て」に、「二世帯個人住宅を」を「まちなか以外の居住誘導区域において個人住宅を」に、「二世帯個人住宅に」を「個人住宅に」に、「10パーセント」を「5パーセント」に、「3,000,000円」を「1,000,000円」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項第1号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項から第7項までを削り、同条第8項中「前各項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。
- 第5条中「(昭和25年法律第201号)」を削り、「まちなか住宅建築計画認定申請書」を「わがまち金沢住宅建築計画認定申請書」に改める。
- 第6条中「まちなか住宅建築計画変更認定申請書」を「わがまち金沢住宅建築計画変更認定申請書」に改める。
- 第7条第3号中「次条第1項の工事完了届の提出がない」を「第9条第1項の規定による奨励金の交付の申請を行わない」に改める。
- 第8条を削る。
- 第9条第2項中「から前条まで」を「及び前条（第3号を除く。）」に改め、同条に次の3項を加え、同条を第8条とする。
- 3 前項において準用する第5条第1項の認定（以下「建売認定」という。）を受けた建売業者は、当該建売認定に係る住宅の工事が完了したときは、直ちに工事完了届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の工事完了届が提出された場合において、現地調査等を行い、当該建売認定に係る住宅が個人住宅に該当すると認めるときは、その旨を当該工事完了届を提出した者に通知する。
- 5 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、建売認定を取り消すことができる。
- (1) 第2項において準用する第5条第2項の認定の通知のあった日（以下「建売認定日」という。）から1年を経過してもなお第3項の工事完了届の提出がないとき。
- (2) 建売認定日から2年を経過してもなお次条第1項の規定による申請がないとき。
- 第10条第1項中「第3条第1号に該当する者で、第8条第2項の規定による通知を受けたもの又は第3条第2号」を「第3条第1号ア又はイ」に、「6箇月」を「6か月」に改め、同条第2項中「奨励金」を「当該奨励金」に改め、同条を第9条とする。
- 第11条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。
- 附則第2項中「平成33年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。
- 様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

わがまち金沢住宅建築計画認定申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所  
氏名

㊞

わがまち金沢住宅取得奨励金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けたいので、わがまち金沢住宅取得奨励金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

1 建築主			
2 建築の目的	自己の居住 販売		
3 建築場所	金沢市		
4 直近の住所地と建築場所の区域区分	【直近の住所地】 (販売の場合は不要) まちなか まちなか以外の居住誘導区域 その他	【建築場所】 まちなか まちなか以外の居住誘導区域	
5 新築後の居住形態等(販売の場合は不要)	同居 近居 同一敷地での建替 その他 同居又は近居となる場合はその世帯 住 所： 世帯主名：		
6 敷地の面積	㎡		
7 完成後の延べ面積(予定)	自己の居住部分	㎡	
	居住以外の部分	㎡	
	計	㎡	
8 完成年月日(予定)	年 月 日		
9 工事請負額又は販売価格(予定)	円		
10 建築場所の規制等	景観計画区域 (伝統環境保存区域・伝統環境調和区域・その他) 伝統的建造物群保存地区 (該当・非該当) こまちなみ保存区域 (該当・非該当) 黒釉日本瓦対象区域 (該当・非該当)		
11 申請者に関する事	申請する年度の4月1日現在の年齢 ( 歳) 加入予定町会名 ( )		
建築士の住所、氏名及び資格	住所	事務所名 ( )	
	氏名		
	資格	一級	二級 木造
年 月 日			
(宛先) 金沢市長 計画の認定に必要な税関係情報の記録及び住民記録を市長が調査することに同意します。 (申請者) 住所 氏名			
㊞			

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) わがまち金沢住宅取得奨励金制度チェックシート
- (2) 住宅取得奨励金金額算出表
- (3) 付近見取図、配置図(植栽の状況が分かるもの)、平面図、求積図及び立面図(彩色が施されたもの)
- (4) 緑被率計算書



- (5) 現況写真
- (6) 直近の住所地を示す住民票の写し
- (7) 同居又は近居が要件となる場合は、同居又は近居となる世帯との親族関係及び住所を示す戸籍謄本等及び住民票の写し
- (8) 近居が要件となる場合は、近居となる世帯との距離の目安となる地図

様式第2号中「まちなか住宅建築計画変更認定申請書」を「わがまち金沢住宅建築計画変更認定申請書」に、「あて先」を「宛先」に改め、「まちなか住宅の」を削り、「金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱」を「わがまち金沢住宅取得奨励金交付要綱」に、「まちなか住宅建築奨励金制度チェックシート」を「わがまち金沢住宅取得奨励金制度チェックシート」に、「まちなか住宅建築奨励金金額算出表」を「住宅取得奨励金金額算出表」に、「立面図」を「及び立面図」に改め、「伝統環境保存区域及び伝統環境調和区域以外の区域にあっては、」及び「及び矩計図」を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に、「金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱第8条第1項」を「わがまち金沢住宅取得奨励金交付要綱第8条第3項」に改める。

#### 附 則

- 1 この告示は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後のわがまち金沢住宅取得奨励金交付要綱（以下この項において「新要綱」という。）の規定は、平成31年10月1日以後に行う新要綱第5条第1項（新要綱第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請に係る奨励金について適用し、同日前に行った改正前の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（以下この項において「旧要綱」という。）第5条第1項（旧要綱第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

#### ●金沢市告示第85号

金沢市まちなかマンション購入奨励金交付要綱（平成18年告示第76号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

題名を次のように改める。

わがまち金沢まちなかマンション購入奨励金交付要綱

第1条中「第9条」を「第11条」に改める。

第2条第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 同居 購入した住戸を、当該住戸の所有者の世帯と、当該所有者の直系の親族の世帯とが生活の本拠とすることをいう。

(7) 近居 購入した住戸を、当該住戸の所有者の世帯が生活の本拠とし、かつ、当該所有者の直系の親族の世帯が、当該住戸から300メートル以内の場所に生活の本拠を有していること（同居を除く。）をいう。

第3条第1項中「を新築する」を「の新築に着手する」に改める。

第4条を次のように改める。

（奨励金の交付）

第4条 奨励金は、次の各号の全てに該当する者に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(1) 自己の居住の用に供するため、認定マンションの住戸（新築後使用されたことのない住戸に限る。）を購入した者で、当該認定マンションの住戸の購入に係る借入金等を有しているもの

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 直近の住所（第6条第1項の規定による申請の日における住所（当該住所が3か月以上居住した住所でないときは、当該日以前に3か月以上居住した住所のうち、当該日に最も近い日に居住していた住所）をいう。以下同じ。）がまちなか以外の区域（本市の区域内に限る。）にある者

イ 直近の住所がまちなかにある者で、まちなかにおいて同居又は近居のために住戸を購入するもの

(3) 購入する住戸の存する地域の町会に加入する者

第5条第1項中「5パーセント」を「3.75パーセント」に、「1,000,000円」を「750,000円」に改め、同条第3項から第5項までを削り、同条第6項中「前各項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第6条第1項中「6箇月」を「6か月」に改め、同条第2項中「奨励金」を「当該奨励金」に改める。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

#### 附 則

- 1 この告示は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後のわがまち金沢まちなかマンション購入奨励金交付要綱（以下この項において「新要綱」という。）の規定は、平成31年10月1日以後に行う新要綱第6条第1項の規定による申請に係る奨励金について適用し、同日前行った改正前の金沢市まちなかマンション購入奨励金交付要綱第6条第1項の規定による申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

### ●金沢市告示第86号

金沢市郊外部移住者住宅取得奨励金交付要綱（平成28年告示第99号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

題名を次のように改める。

ようこそ金沢住宅取得奨励金交付要綱

第1条中「という。）」の次に「第11条及び」を加え、「郊外部」を「居住誘導区域及び一般居住区域」に改める。

第2条中「及び都市計画法」を「、都市計画法」に改め、「（昭和43年法律第100号）」の次に「及び条例」を加え、同条第1号中「申請」の次に「（次条第1号イに該当する者にあつては、第9条第1項の規定による申請）」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 個人住宅 地区整備計画等（建築物に関する基準が定められているものに限る。以下同じ。）が定められた一般居住区域における一戸建ての住宅の用に供する家屋で次に掲げる要件を備えるもの及びわがまち金沢住宅取得奨励金交付要綱（平成16年告示第59号）第2条第1号に規定する個人住宅をいう。

ア 延べ面積のうち、専ら自己の居住の用に供されている部分の床面積が100平方メートル以上280平方メートル以下であること。

イ 延べ面積の2分の1以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供されていること。

ウ 地区整備計画等の内容に適合したものであること。

エ 地区整備計画等で敷地面積の最低限度を定めていない場合にあつては、敷地面積が150平方メートル以上であること。

オ 次に掲げるいずれかの要件を備えていること。

(ア) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価を受け、同項の規定により、同法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書が交付されるものであること。

(イ) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の認定を受け、同法第7条の規定による通知を受けるものであること。

カ 敷地内の緑被率（金沢市斜面緑地保全基準（平成12年告示第73号）に規定する緑被率をいう。）が30パーセント以上であること。

第2条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、同条第7号中「地区整備計画等（建築物に関する基準が定められているものに限る。）が定められた区域のうち、次のいずれにも該当する区域」を「わがまち金沢住宅取得奨励金交付要綱第2条第5号に規定する奨励金交付対象区域及び地区整備計画等が定められた一般居住区域（商業地域及び工業地域を除く。）」に改め、同号ア及びイを削り、同号を同条第5号とし、同条第8号中「次条第2号」を「次条第1号イ」に、「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第9号を削る。

第3条中「いずれか」を「全て」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 自己の居住の用に供するため、奨励金交付対象区域内に個人住宅を新築した移住者で、当該個人住宅の新築に係る借入金等を有しているもの

イ 自己の居住の用に供するため、奨励金交付対象区域内の建築後使用されたことのない個人住宅を第8条第1項に規定する建売業者（当該個人住宅について、同条第2項において準用する第5条第1項の規定による認定を受けた者に限る。）から購入した移住者で、当該個人住宅の購入に係る借入金等を有しているもの

(2) 新築し、又は購入する個人住宅の存する地域の町会に加入する者

第4条第1項第1号中「いずれか」を「全て」に、「一般個人住宅を」を「まちなかにおいて個人住宅を」に、「一般個人住宅の」を「個人住宅の」に、「5パーセント」を「7.5パーセント」に、「1,000,000円」を「1,500,000円」に改め、同項第2号中「いずれか」を「全て」に、「二世帯個人住宅を」を「まちなか以外の居住誘導区域において個人住宅を」に、「二世帯個人住宅に」を「個人住宅に」に、「7.5パーセント」を「5パーセント」に、「1,500,000円」を「1,000,000円」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 前条各号の全てに該当する移住者で、地区整備計画等が定められた一般居住区域において個人住宅を新築し、又は購入したも 個人住宅に係る対象借入金等の額の2.5パーセントに相当する額以内の額とし、その額は、500,000円を超えないものとする。

第4条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第5条第1項中「新築し、又は購入しようとする」を「新築しようとする」に、「個人住宅の新築にあつては当該新築の工事の着手前に、個人住宅の購入にあつては当該購入の契約の締結前」を「当該住宅に係る建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書の提出前又は同法第6条の2第1項の規定による確認の申請前」に、「郊外部移住者住宅取得計画認定申請書」を「ようこそ金沢住宅建築計画認定申請書」に改める。

第6条第1項中「郊外部移住者住宅取得計画変更認定申請書」を「ようこそ金沢住宅建築計画変更認定申請書」に改める。

第7条中「第4号及び次条第1項において」を「以下」に改め、同条第2号中「個人住宅の新築に係る認定にあつては、」を削り、同条第3号中「、個人住宅の新築に係る認定にあつては」及び「、個人住宅の購入に係る認定にあつては6か月を」を削り、「次条」を「第9条第1項」に改める。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項中「第5条第1項の認定を受けた」を「第3条各号の全てに該当する」に改め、同条を第9条とする。第7条の次に次の1条を加える。

(建売業者)

第8条 奨励金交付対象区域内に個人住宅を新築し、及び販売する者（以下「建売業者」という。）は、当該個人住宅について、第5条第1項の認定を受けることができる。

2 第5条の規定は建売業者が同条第1項の認定を受ける場合について、第6条及び前条（第3号を除く。）の規定は建売業者が第5条第1項の認定を受けた場合について準用する。

3 前項において準用する第5条第1項の認定（以下「建売認定」という。）を受けた建売業者は、当該建売認定に係る住宅の工事が完了したときは、直ちに工事完了届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の工事完了届が提出された場合において、現地調査等を行い、当該建売認定に係る住宅が個人住宅に該当すると認めるときは、その旨を当該工事完了届を提出した者に通知する。

5 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、建売認定を取り消すことができる。

(1) 第2項において準用する第5条第2項の認定の通知のあった日（以下「建売認定日」という。）から1年を経過してもなお第3項の工事完了届の提出がないとき。

(2) 建売認定日から2年を経過してもなお次条第1項の規定による申請がないとき。

6 建売業者がわがまち金沢住宅取得奨励金交付要綱の規定により建売認定を受けた個人住宅は、当該建売業者がこの要綱の規定により建売認定を受けた個人住宅とみなす。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

ようこそ金沢住宅建築計画認定申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所  
氏名

㊟

ようこそ金沢住宅取得奨励金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けたいので、ようこそ金沢住宅取得奨励金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

1	建築主	
2	建築の目的	自己の居住 販売
3	建築場所	金沢市
4	建築場所の区域区分	まちなか まちなか以外の居住誘導区域 地区計画区域等(名称 )
5	敷地の面積	m <sup>2</sup>
6	建物の面積(予定)	自己の居住部分 m <sup>2</sup>
		居住以外の部分 m <sup>2</sup>
		計 m <sup>2</sup>
7	完成年月日(予定)	年 月 日
8	工事請負額又は販売価格(予定)	円
9	建築場所の規制等	景観計画区域 (伝統環境保存区域・伝統環境調和区域・その他)
		伝統的建造物群保存地区 (該当・非該当)
		こまちなみ保存区域 (該当・非該当)
		黒釉日本瓦対象区域 (該当・非該当)
10	申請者に関すること	転入年月日 年 月 日
		申請する年度の4月1日現在の年齢 ( 歳)
		加入予定町会名 ( )
建築士の住所、氏名及び資格	住所	事務所名 ( )
	氏名	
	資格	一級 二級 木造
		年 月 日
(宛先) 金沢市長 計画の認定に必要な税関係情報の記録及び住民記録を市長が調査することに同意します。 (申請者) 住所 氏名		

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) ようこそ金沢住宅取得奨励金制度チェックシート
- (2) 住宅取得奨励金金額算出表(販売の場合は不要)
- (3) 戸籍の附票(販売の場合は不要)
- (4) 勤務地証明書又は勤務予定申告書
- (5) 付近見取図、配置図(植栽の状況が分かるもの)、平面図、求積図及び立面図(彩色が施されたもの)
- (6) 緑被率計算書
- (7) 現況写真

様式第2号中「郊外部移住者住宅取得計画変更認定申請書」を「ようこそ金沢住宅建築計画変更認定申請書」に、「金沢市郊外部移住者住宅取得奨励金交付要綱」を「ようこそ金沢住宅取得奨励金交付要綱」に改め、同様式の備考

中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同備考第2号中「及び求積図」を「求積図及び立面図」に改め、同号を同備考第3号とし、同備考第1号中「奨励金額算出表」を「住宅取得奨励金額算出表」に改め、同号を同備考第2号とし、同備考に第1号として次の1号を加える。

(1) ようこそ金沢住宅取得奨励金制度チェックシート

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第8条関係)

工 事 完 了 届

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 住所

氏名

印

個人住宅の工事が完了したので、ようこそ金沢住宅取得奨励金交付要綱第8条第3項の規定により届け出ます。

1 建築場所	金沢市
2 工事完了日	年 月 日
3 計画の認定の通知の番号及び日付	収 第 号 年 月 日
4 確認済証の番号及び交付年月日	第 年 号 年 月 日

備考 完成写真を添付してください。

附 則

- この告示は、平成31年10月1日から施行する。
- 改正後のようこそ金沢住宅取得奨励金交付要綱(以下この項において「新要綱」という。)の規定は、平成31年10月1日以後に行う新要綱第5条第1項(新要綱第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請に係る奨励金について適用し、同日前に行った改正前の金沢市郊外部移住者住宅取得奨励金交付要綱第5条第1項の規定による認定の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

#### ●金沢市告示第87号

金沢市郊外部移住者マンション購入奨励金交付要綱(平成28年告示第100号)の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

題名を次のように改める。

ようこそ金沢まちなかマンション購入奨励金交付要綱

第1条中「第12条」を「第11条」に、「郊外部」を「まちなか」に改める。

第2条第1号中「郊外部」を「まちなか」に、「第2条第2項」を「第2条第1項」に改める。

第3条第1項中「郊外部」を「まちなか」に、「を新築する」を「の新築に着手する」に改め、同条に次の1項を加える。

- わがまち金沢まちなかマンション購入奨励金交付要綱(平成18年告示第76号)第3条第1項の規定による認定を受けたマンションは、第1項の規定により認定を受けたマンションとみなす。

第4条を次のように改める。

(奨励金の交付)

第4条 奨励金は、次の各号の全てに該当する者に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

- 自己の居住の用に供するため、認定マンションの住戸(新築後使用されたことのない住戸に限る。)を購入した移住者で、当該認定マンションの住戸の購入に係る借入金等を有しているもの
- 購入する住戸の存する地域の町会に加入する者

第5条第1項中「2.5パーセント」を「3.75パーセント」に、「500,000円」を「750,000円」に改める。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後のようこそ金沢まちなかマンション購入奨励金交付要綱（以下この項において「新要綱」という。）の規定は、平成31年10月1日以後に行う新要綱第6条第1項の規定による申請に係る奨励金について適用し、同日前行った改正前の金沢市郊外部移住者マンション購入奨励金交付要綱第6条第1項の規定による申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

●金沢市告示第88号

金沢市共同住宅等の建築に関する指導要綱（平成4年告示第106号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

第2条第1号中「店舗、事務所等の用途」を「特定部分（駐車場法（昭和32年法律第106号）第20条第1項に規定する特定部分をいう。以下同じ。）」に改める。

第6条第4号イ中「店舗、事務所等の用途と」を「特定部分（百貨店その他の店舗の用途に供する部分に限る。）と」に、「店舗、事務所等の用途に供する部分」を「特定部分」に改め、同号オ中「当該共同住宅等の構造又は敷地の状態により市長がやむを得ないと」を「交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が」に、「ウ」を「エ」に改め、同号オを同号カとし、同号エを同号オとし、同号ウ中「及びイ」を「からウまで」に、「又はイで」を「からウまでの規定により」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 特定部分（百貨店その他の店舗の用途に供する部分を除く。）と併用する共同住宅等については、アにより算出して得た台数に、当該特定部分の床面積の合計を200平方メートルで除して得た数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に相当する台数を加算して得た台数分以上の駐車場を設けること。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

●金沢市告示第89号

金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱（平成16年告示第61号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

第2条第12号ウ中「要介護認定審査会において要介護認定等に係る要介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「介護認定審査会において要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に改める。

別表中

「	高齢者等住宅に係るもの	耐震設計に要する費用の4分の3に相当する額以内の額とし、その額は、260,000円を超えないものとする。	を
	上記以外の建築物に係るもの	耐震設計に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、230,000円を超えないものとする。	
」			
「	共同住宅、長屋又は寄宿舍（以下「共同住宅等」という。）に係るもの（特定住宅に係るものを除く。）	耐震設計に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、230,000円を超えないものとする。	に、
」			

	高齢者等住宅に係るもの	耐震改修工事に要する費用の4分の3に相当する額以内の額とし、その額は、1,800,000円を超えないものとする。	を
	上記以外の建築物に係るもの	耐震改修工事に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、1,600,000円（共同住宅、長屋又は寄宿舍（以下「共同住宅等」という。）の場合にあつては、600,000円に当該共同住宅等について市長が別に定める基準により算定した住戸の数を乗じて得た額）を超えないものとする。	

	共同住宅等に係るもの（特定住宅に係るものを除く。）	耐震改修工事に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、600,000円に当該共同住宅等について市長が別に定める基準により算定した住戸の数を乗じて得た額）を超えないものとする。	に
	上記以外の建築物に係るもの	耐震改修工事に要する費用の額以内の額とし、その額は、2,000,000円を超えないものとする。	

改める。

附 則

- この告示は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分からの補助金について適用する。
- 改正前の別表の規定により耐震設計に係る補助金の交付を受けた木造既存建築物（特定住宅及び共同住宅等を除く。）に対する改正後の別表の規定による耐震改修工事に係る補助金の交付については、同表の規定中「額以内の額とし、その額は、2,000,000円」とあるのは、高齢者等住宅にあつては「4分の3に相当する額以内の額とし、その額は、1,800,000円」と、高齢者等住宅以外の一戸建ての住宅にあつては「3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、1,600,000円」と読み替えて同表の規定を適用する。

平成31年(2019年)3月29日 印刷  
平成31年(2019年)3月29日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄